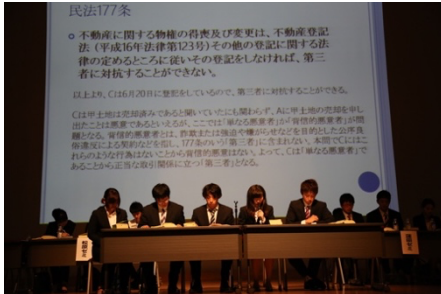


第19回

白鷗大学学生法律討論会



日 時：2025年7月2日(水) 15:00~17:00

場 所：白鷗大学本キャンパス白鷗国際ホール

出 題：高 秀成 教授(慶應義塾大学 法務研究科)

審 査：高 秀成 教授

司 会：川上 生馬(本学教員)

主 催：白鷗大学法学部・白鷗大学法政策研究所

【企画内容】

各参加団体(にゃんこさんちーむ、Team 益井、川上ゼミ B、川上ゼミぐー)の代表者が、事前に発表された民法の事例問題につき、壇上で論旨を発表し、その論旨の内容について他の参加団体および一般参加者との間で質疑応答を行います。立論と質疑応答の内容をもとに審査員が審査し、**優勝団体等には豪華賞品を贈呈します。**

【見 学】

入退場は自由！誰でも自由に見学することができます。当日は会場まで気軽に足を運んでください。なお、討論会では、**会場にいる誰もが参加団体に質問することができ、優秀な質問者(3名)にも豪華賞品が贈呈されます。**

【問 題】

【事実】

1. AとBは、事業所αにて、共同事業を営んでいる。2025年3月25日、AとBは、カーディーラーのCから、AとBの二人ともかねてより購入を望んでいたメーカー・年式・車種のクラシックカー(以下、「甲」とする)を、Cが仕入れたという連絡を受けた。BとCは、中学校からの同級生であり、長い付き合いであり、B自身がCを懇意にしてくただけでなく、Bの紹介を通じて、これまでAもプライベートでCから自動車を購入することもあった。
2. 2025年4月1日、AとBは、Cから甲を購入するに先立ち、二人が共同買主となって甲を購入し、その持分をそれぞれ2分の1ずつ保有することを合意した。
3. 2025年4月5日、AとBは、各々、甲を試運転した。同日、AとBは、Cから、これまで走行上の不具合が見当たらず、状態も良い筈であるという説明を受けている。
3. 2025年4月7日、AとBは、Cから甲を700万円で購入する契約を締結した(以下、「本件契約」という)。その際、A・Bそれぞれが350万円ずつ、Cが指定する預金口座に振り込む方法で代金を支払い、しかる後にCが、7営業日以内に、甲が存置されているCの店舗の駐車場から、甲を搬送し、A・Bの事業所α(以下、「α」という)の車庫に納入することが合意された。
4. 2025年4月10日、A・Bは合意された通りに、各々350万円ずつCが指定する預金口座に振り込んだ。Cは合計700万円の入金を確認したうえで、2025年4月13日に甲はαの車庫に無事、納入された。

【問題】

以上の【事実】を前提として、以下の①～③の場合について、AはCに対して本件契約の解除を主張しうるか、また、代金の返還請求や、そのほか何らかの請求をなしうるか、それぞれ検討しなさい。

①Cは合計700万円の入金を確認したうえで、2025年4月13日に、Cは、甲をαの車庫に無事、納入した。しかしながら、2025年5月初旬あたりから、エンジンが始動しなかったり、始動したとしても異音が鳴ったり、異常振動が起きたり、回転数が安定せず、走行中にエンジンが止まることなどが判明した。これらの原因にはエンジンの重大な不具合があり、この不具合はもはや修理不可能なものとみられるものであった。なお、この不具合は契約締結前から存したものであった。

A・Bが、この不具合について記録を残し、対応を協議していた最中、2025年6月1日、αの前面道路で工事に従事していたD社のクレーン車が転倒し、αの車庫に直撃し、甲は大破してしまった。

Aは、本件契約を解除し、代金を返還してもらうことを望んでいるが、Bは、Cと長い付き合いでもあることから、「もう受け取ってしまったものを、後から文句を言っても仕方がない」などと言い、Aの方針に頑なに反対し、別のかたちでの解決を望んでいる。

②Cは合計700万円の入金を確認したうえで、甲をA・Bに納入する準備をしていた。ところが、2025年4月12日に、Cの店舗の前面道路で工事に従事していたD社のクレーン車が転倒し、甲に直撃し、甲は大破してしまった。

Aは、本件契約を解除し、代金を返還してもらうことを望んでいるが、Bは、Cと長い付き合いでもあることから、「まずはD社に対する責任追及を優先すべきだ」などと言い、Aの方針に頑なに反対し、別のかたちでの解決を望んでいる。

③Cは合計700万円の入金を確認したうえで、2025年4月13日に甲を、αの車庫に無事、納入した。しかしながら、2025年5月初旬あたりから、A・Bそれぞれが甲に乗車し、走行しているうちに、甲には、エンジンの不具合があり、時折、アクセルを踏んだ際に加速されないという事態が生じることが判明した。このエンジンの不具合は契約締結前から存したものとみられ、修理によって十分、対応可能なものであり、修理さえすれば、問題なくその後も利用できるような不具合であった。この修理には、50万円程度の費用を要するものとする。

この不具合について記録を残し、A・Bが対応を協議していた最中、2025年6月1日、αの前面道路で工事に従事していたクレーン車が転倒し、αの車庫に直撃し、甲は大破してしまった。

Aは、本件契約を解除し、代金を返還してもらうことを望んでいるが、Bは、Cとの長い付き合いでもあることから、「大した不具合でもなかったわけだし、もう既に受け取ってしまったものを、後から文句を言っても仕方がない」といって、本件契約の解除に頑なに反対している。

以上